

# 平成22年第19回教育委員会記録

平成22年10月27日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成22年10月27日(水) 午後2時01分～午後2時33分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫  
委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音  
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育改革担当長 渡辺 均

庶務課長 北風 進 教育人事企画長 佐藤 浩

教育改革推進課長 岡本 勝実 教育委員会事務局事務統括指導主事 白石 高士

学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗 学務課長 日暮 修通

社会教育課長 植田 敏郎 特命事項担当副参事(子供園担当課長) 正田 智枝子

済美教育センター長 玉山 雅夫 済美教育センター事務統括指導主事 田中 稔

中央図書館長 和田 義広

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一

担当書記 島崎 和也

傍聴者数 2名

### 会議に付した事件

(議案)

議案第90号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正

議案第91号 教育財産の取得の申出について

議案第92号 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則

**(報告事項)**

- (1) 25期（平成22・23年度）杉並区体育指導委員の委嘱について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) 平成21年度における児童・生徒の問題行動等の実態について

## 目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 議案審議

議案第90号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正・・・・・・・・ 5

議案第91号 教育財産の取得の申出について・・・・・・・・・・・・ 6

議案第92号 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則・・・・ 14

### 報告事項

(1) 25期（平成22・23年度）杉並区体育指導委員の委嘱について・・・・ 7

(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・・ 8

(3) 平成21年度における児童・生徒の問題行動等の実態について・・・・ 10

**委員長** ただいまから、平成22年第19回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が3件、報告事項が3件となっております。

日程第3、議案第92号は、本規則を改正するに当たっての区長からの協議案件で、意思形成過程上の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条により、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

**委員長** それでは、異議がありませんので、日程第3、議案第92号につきましては、会議を非公開とし、報告事項の後に審議することにいたします。

まず、日程に入る前に報告事項があると申し入れがありましたので、それを伺います。

**済美教育センター統括指導主事** 私から、区立浜田山小学校において、教員による不適切な指導がございましたので、ご報告いたします。

まず、事故概要についてご報告いたします。

平成22年10月19日火曜日、区立浜田山小学校、第2校時、第3学年3組・4組少人数指導21名の算数の授業時におきまして、23歳の初任者教諭が不適切な指導を行いました。

不適切な指導の内容でございますが、当該教員は、算数の授業終了5分前に、人の死を題材としたクイズ形式の問題を口頭で出題いたしました。クイズの内容は、3人姉妹がいて、長女が自殺し、その葬式に格好いい男の人が来ていて、次女がその男の人にもう一度会いたいと考えたのだが、どうすればいいのかというものでございました。不適切な内容のクイズを出題するきっかけになったことは、前日にも人の死に関連してはいない、児童が興味を持つクイズ形式の問題を出題していたことから、児童に再びクイズ形式の出題を求められたことにあります。当該教諭は、思わず学生時代に友人から出された本クイズを思い出し、出題したとのことでございます。

当該校の岩崎義宣校長は、21日木曜日午後、校長あてに郵送された匿名保護者の投書により本事件を把握いたしました。

続きまして、岩崎校長が行った事故後、把握後の対応についてご説明いたします。

校長は把握後、10月21日木曜日放課後、当該教諭に事実確認をいたしました。そして、その確認内容を翌日10月22日金曜日、午前9時20分に済美教育センターに報告をいたしました。区教育委員会事務局の対応にかかわる助言を受けまして、臨時の保護者会等を決定し、下校時の午後2時30分に第3学年保護者あてに臨時保護者会の開催通知を児童に配布いたしました。そして、翌日10月23日土曜日、6時より臨時保護者会を実施し、校長が事実経過の説明と、保護者に対する謝罪を行いました。その保護者会には、第3学年の保護者78名、66世帯が出席いたしました。当

該教員につきましては、10月25日月曜日の第1校時に校長同席のもと、3学年の児童への謝罪を行いました。

最後に、教育委員会事務局としての対応をご報告いたします。

対応といたしましては、当該校長に対し、事後対応等にかかわる指導・助言と口頭による厳重注意を行いました。その後、マスコミにかかわる対応窓口を済美教育センター副所長とし、各報道機関からの取材に応じました。

今後としましては、事故の再発の防止に向けて、学校と教育委員会が協働しまして、当該教員に対する人権意識や人権改革を始め、指導力の向上に向けた研修を計画、実施いたします。現在、当該教員は学校から場所を移し、研修を行っております。

なお、児童の心理的ケアのために、今週1週間につきましては、済美教育センターから心理職をスクールカウンセラーとして配置してございます。

今回の自他の生命及び人権意識の精神を育む場である学校におけるこのような指導は、学校教育への期待を裏切り、信頼を著しく失わせるものであり、決して起きてはならないものと考えます。今後、再発の防止に向けて、教育課程の適正な管理、指導が各学校で行われるよう、指導の徹底を図ってまいります。

以上、報告させていただきました。

**委員長** ただいまのご報告について、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

**對馬委員** 当該学年の児童のみならず、学校の中がきちんと落ち着いて、平常な授業が続けられるようにご努力をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**済美教育センター統括指導主事** 教育委員会、様々な課がありますけれども、一丸となりまして学校の適正な教育活動が実施されるよう、また子どもたちが安定できるよう支援してまいります。

**委員長** 他に何かございますか。

(発言する者なし)

**委員長** それでは結構です。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第90号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは議案第90号につきまして、ご説明申し上げます。

本規程は、教育委員会の所掌にかかわる事務の決裁区分に関しまして、必要な事項を定めるこ

とにより、職務権限及び責任の範囲を明らかにするとともに、事務の適正かつ能率的な運営を図ることも目的としているものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正の第1点でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に規定をいたします、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うことにつきまして、その決裁区分は教育委員会とすることを明確にするものでございます。

改正の第2点でございますが、訓令を制定・改廃することについて、教育委員会の職務権限にかかわる本規程など重要な訓令につきましては、教育委員会の決裁区分とし、その他内部の事務処理に関する規程などについては、教育長の決裁区分とし、事務の効率化を図るものでございます。なお、この決裁は、いわゆる内部委任としての専決となりますので、教育長の決裁により制定・改廃した訓令でも、教育委員会が令達することとなります。

最後に、施行期日ですが、平成22年11月1日としております。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

(発言する者なし)

**委員長** 既に大部分が教育長に委任されておりますので、私は問題がないと思っております。

異議はございませんか。

(「ございません」の声)

**委員長** それでは異議がありませんので、議案第90号は原案のとおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

続きまして、日程第2、議案第91号「教育財産の取得の申出について」を上程し、審議いたします。

引き続き、庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案91号についてご説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項では、地方公共団体の長は、教育委員会の申し出を待って、教育財産の取得を行うこととなっておりますが、これまで区立高円寺中学校の西側隣地につきまして、用地取得に向けた折衝を行ってきたところ、今般、取得の見込みが立ちましたので、区長に対して教育財産の取得を申し出るものでございます。

当該用地の概要ですが、案内図等をご参照いただきたいと思います。

所在地は、杉並区高円寺北一丁目678番13で、面積は33.50平方メートル、所有権者は山京商事

株式会社でございます。

当該用地を取得いたしますと、災害時の避難経路や消防など、緊急車両の導入路の確保が図られることに加えまして、環状7号線に接道することとなり、改築の際には建築可能面積が大幅に増加するといったメリットがございます。

最後に、今後の予定でございますが、第4回区議会定例会に補正予算を計上いたしまして、用地取得後、23年度中に門扉等の整備を行いたいというふうに考えてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございますか。

よろしゅうございますか。

(発言する者なし)

**委員長** それでは、特にご質問もご意見もないようですので、議案第91号は原案のとおり可決してもよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

**委員長** それでは異議がありませんので、議案第91号は原案のとおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

それでは、あとは報告事項です。

日程第4、報告事項の聴取に入ります。

「第25期（平成22・23年度）杉並区体育指導委員の委嘱について（追加募集）」、及び「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を、社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

**社会教育スポーツ課長** 私からは、「第25期（平成22・23年度）杉並区体育指導委員の委嘱について」ご報告させていただきます。

なお、この委嘱につきましては、第25期追加の募集になるものでございます。

体育指導委員の目的等につきましては、記載のとおりでございます。この25期に関しましては、今年の4月に23名を委嘱したところでございます。途中5月に1名がご自身の都合で解職いたしまして、現在22名という状況でございました。

そこで、追加募集ということで、(1)番、公募によりまして募集をしたものでございます。8月11日号の区報を始め、ホームページ、チラシ、ポスター等々によりまして周知をいたし、9月10日まで申し込みを受け付けいたしまして、8名の方からご応募をいただきました。第一次選考、第二次選考によりまして、体育指導委員としての適性を総合的に判断いたしまして、6名の方へ

の委嘱を決定したものでございます。内訳といたしましては、男性5名、女性1名でございます。なお、10月1日付の委嘱でございまして、今月から活動を開始していただいているものでございます。

裏面の方をご覧ください。

名簿の右欄に丸印がついている方が、今回、新たに追加の委嘱をした方々でございます。なお、11番の北沢三紀子さん、19番徳光洋助さん、24番堀江宏行さんに関しましては、以前、体育指導委員の経験がある方でございます。

体育指導委員のご報告に関しましては、以上でございます。

続きまして2点目、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、9月分のご報告をさせていただきます。

9月分は合計で32件ございました。そのうち定例が23件、新規が9件でございます。また、32件中、共催が11件、後援が21件出されたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、承認一覧表でございます。

新規の分に関しまして、朗読させていただきます。

まず、社会教育スポーツ課受付分でございます。1点目が、後援、財団法人いわさきちひろ記念事業団、ちひろとちひろが愛した画家たち。2点目、後援、高円寺南9条の会、高円寺を愛した若き戦没詩人・竹内浩三の戦争と平和。3点目、後援、社団法人全国社会教育委員連合、平成22年度第41回関東甲信越静社会教育研究大会（東京大会）でございます。なお、会場は杉並のセッション杉並になります。4点目、後援、杉並区ユニカール協会、第1回杉並区ユニカール大会でございます。

1枚おめくりください。裏面になります。社会教育センター分でございます。

1点目が共催、若葉の会、どう向き合う？ 子どもの思春期。2点目、共催、CB子育て支援プロジェクト、親子で楽しみながら地域とつながろう。3点目、後援、creo（くれお）、“家族力”UP！ 講演会、母親を対象にしたものでございます。

次のページ、ご覧ください。庶務課受付分でございます。

後援、杉並区立杉並第一小学校、同校学校支援本部、多摩大学村山貞幸ゼミ「日本大好きプロジェクト」、和の創造～和紙キャンドルナイト・神明宮でございます。

最後のページでございます。中央図書館受付分でございます。

後援、杉並おはなしの会 三つのりんご、お話会でございます。

私の方からは以上でございます。

**委員長** それでは、今2件続けてご説明がありましたので、前の方から伺いましょう。体育指導委

員のことについて、ご質問、ご意見ございましょうか。

ありますか。ありませんか。

(「ありません」の声)

**委員長** これは、定数50名以内となっていて、これで28人ですけれども、28人ぐらいで足りるんですか。

**社会教育スポーツ課長** 今現在28人での事業をやっているという状況でございます。地域での振興が目的でございます、やはり地域の偏りがございますので、まだまだ、それを考えますと不足している状況でございます。

**委員長** もっと増えた方がと。

それからもう一つは、この体育指導委員の方にはそれぞれ専門があるんですか。

**社会教育スポーツ課長** ご自身が得意な分野での、陸上ですとか水泳ですとか、そういうものをお持ちの方は半分以上いらっしゃいます。ただ、体育指導委員としては浅く広くということで活躍していただいておりますので、専門的な競技指導は、もう競技団体のほうに委ねるという考えでございます。

**委員長** じゃ、その専門の偏りとかそういうことは考えられないんですね。

**社会教育スポーツ課長** はい。

**委員長** ありがとうございます。

他にも、どうぞ。

**田中委員** 定年制ってありましたか。

**社会教育スポーツ課長** 特にございません。

**田中委員** なかったですね、体育指導委員ね。

**社会教育スポーツ課長** はい。

**田中委員** 最高年齢はおいくつぐらいの方がやっていたらっしゃるんですか。

**社会教育スポーツ課長** 平均年齢が57.8歳でございます。25歳の方から68歳の方までやっています。

**田中委員** わかりました。

**宮坂委員** 繰り返しになるかもしれませんが、50名以内でもって、今28名ですね。これはたまたま、今それだけ人がいないということですが、現在はこれで間に合うということで28名でやっているんですか。

**社会教育スポーツ課長** いや、まだまだ、やはり必要な状況がございます。申し込みがないという状況でございます。

**宮坂委員** いないということですね。

**委員長** それから、申し込みがあっても適性があるかどうかという審査をするわけですよね。

**社会教育スポーツ課長** はい。

**委員長** わかりました。

これはよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

**委員長** それでは、体育指導委員のものはこれで終わりにして、次に、共催・後援名義についてのご質問、ご意見ございましょうか。

私から1つ伺いますが、ユニカールというのは何ですか、私はちょっと知らないんですけども。

**社会教育スポーツ課長** 冬季オリンピックの競技でありました、氷の上を丸いストーンを転がすものの体育館版で、こういうストーンの下に車輪がついております。形は同じようにストーンの形をして、転がして標的をねらうと。

**委員長** それがアイスではなくてやるということですか。

**社会教育スポーツ課長** 体育館にシートを敷きまして行います。

**委員長** わかりました、ありがとうございます。私は知らないものですから、申し訳ありません。ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

**委員長** それでは、なければこれで結構でございます。どうもありがとうございました。

それでは、次にもう一つありますね。「平成21年度における児童・生徒の問題行動等の実態について(調査結果資料)」がありますが、これについての説明を済美教育センター統括指導主事からお願いいたします。

**済美教育センター統括指導主事** では、私から、平成21年度児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査について、ご報告いたします。

本調査は、暴力行為やいじめ、不登校など生徒指導上の問題について把握し、今後の生徒指導の諸施策の参考とする目的で、毎年4月に文部科学省が実施するものです。

では、平成21年度の調査結果につきまして、ご報告いたします。

初めに暴力行為ですが、発生件数は小学校18件、中学校98件となっております。それぞれ前年度比5件、17件の増加となっております。後ほどご説明いたしますが、特別な支援を要する児童の自己肯定感が低下することによる暴力行為が増加しているという背景もございます。

次に、いじめについてですが、認知件数は小学校54件、中学校90件でございます。小学校は前年に比べ4件の減少、中学校におきましても前年度に比べ16件の減少となっております。いじめ

につきましては、平成18年度をピーク状態にし、減少傾向が続いております。

続いて、不登校についてご報告いたします。人数の方は小学校65人、中学校167人という結果でございます。小中学校とも児童生徒数は前年度に比べ減少しております。指導の結果、登校できるようになった児童生徒の比率、すなわち解消率では、小学校では国、都の結果を上回っておりますが、中学校では下回っており、今後の課題となっております。

改善に向けた教育委員会の取り組みとしまして、これまで暴力行為につきましては、スクールカウンセラーによる心理的な児童生徒への支援をしております。また、本年度、全小学校、中学校に関係機関、地域住民と学校が行動連携を図る目的で、学校サポートチームを設置いたしました。いじめにつきましては、実態把握のための児童生徒アンケート調査の継続的な実施をしております。つかんだ情報につきましては、学校が中心となり解決する一方、教育SAT職員の学校訪問による指導などを行ってまいりました。不登校につきましては、小学校は平成18年度に小学校全校にスクールカウンセラーを配置し、心理的側面からのケアを行っております。中学校におきましては、済美教育センターに不登校担当を置き、不登校生徒の状況について、各学校から報告を受ける、個別支援票の活用による学校訪問を通じた指導・助言を行っております。また、中学校におきましては、適応指導教室を設置しております。また、小学校、中学校とも、ふれあいフレンドなどの不登校の授業の充実を図っております。

現在、ADHDやLD、高機能自閉症など、発達に偏りがあり、特別な支援を要する児童生徒の増加が、学校教育に大きな課題を持っております。これらの児童生徒は、常に周囲からの行動規制や注意を受けることから、自己肯定感や自己有用感が低下し、その結果、暴力行為を働いたり、いじめの対象とされてしまったり、また不登校状態に陥ってしまったとする二次的な障害があらわれる傾向にもあります。

この度の問題行動調査におきましても、これらの特別な支援を要する児童生徒が該当する例も多く含まれており、今後、済美教育センターにおける支援を要する児童生徒への指導的、内容的な面を担う特別支援教育と、心理的な支援を行う教育相談の一層の連携協働が求められていることから、組織的な課題としての解決を図ってまいります。

また、若手教員が増加している現在、教師の指導力向上も解決すべき課題の1つであります。これまでも特別支援教育にかかわる研修を設定し、障害に応じた適切な指導を行うための力量形成を図ってまいりました。今後も特別支援教育、専門化チームの巡回など、あるいは指導教諭の指導の充実などを進め、教員の指導力向上を進めてまいります。

加えて、虐待や家庭内の不和など、家庭環境を背景とする問題行動も増加の傾向にあります。済美教育センターでは、現在4名のスクールソーシャルワーカーを雇用し、これらの事例につい

て関係機関と連携し、児童生徒を取り巻く環境につきまして、子どもを中心に置きながら環境調整を行っております。今後ともこの機能を充実し、複式的な課題についても対応してまいります。

以上、報告をさせていただきました。

**委員長** では、ただいまのご報告について、ご質問、ご意見ございますか。

どうぞ。

**對馬委員** この調査対象は、普通学級のみでしょうか、特別支援学級も含めて調査対象になっているのでしょうか。

**済美教育センター統括指導主事** 普通学級のみでございます。

**對馬委員** 普通学級の中に在籍されている支援の必要なお子さんが、こういうところに上がってくる件数が多かったというお話ですね。

**済美教育センター統括指導主事** そのとおりでございます。

これは、何かそれについて届けるというのではなく、私どもが課題に応じまして、学校訪問する中でつかんだ情報ですので、この調査の中でそれにかかわる一数として示されているものではないかと存じます。

**委員長** 他に何かございますか。

どうぞ、どうぞ。

**田中委員** 不登校に関してですけれども、小学校で不登校になった子が、継続して中学校に上がっても不登校が続いているというケースのほうが多いのでしょうか。

**済美教育センター統括指導主事** 数字としましては、小学校6年から中学校1年生にかけて、この中学校1年の段階で人数が増えている現状がございます。ただし、小学校の中で、例えば低学年であっても、一時期、不登校の現象を示した子どもについては、時期を経て中学校で表出するというような、そのような調査結果がございます。

**委員長** ございますか、他に。

**宮坂委員** この不登校の学校ごとに差というのはありますか。どこの学校に比較的多いとか、あるいは地域が、この地域は北側に多いとか、南側に多いとか、そういうのはありますか。

**済美教育センター統括指導主事** 地域的なところというのは、それぞれのところでばらつきがあると思います。ただし、1人不登校になってしまうと、一つの傾向から起きやすいという状況がありますので、年度によっては、その学年が増えるような状況を示すこともございます。

**委員長** はい、どうぞ。

**對馬委員** これ、1件1件、当然済美教育センターでは把握をしていらっしゃるということですね。

**済美教育センター統括指導主事** はい。

**對馬委員** それについて、それぞれやはり対策を既に講じていらっしゃるというふうに理解してよろしいでしょうか。

**済美教育センター統括指導主事** はい。まず中学校でございますけれども、特に不登校につきましては、私どもに不登校担当の、もとは適応指導教室の職員、心理職を置きまして、1件1件について個別の指導を行っております。それを昨年は、大学の教授をスーパーバイザーに迎えまして、広い意味で指導しております。本年度につきましても、その機能は生きております。

また、教育SAT、特別に緊急対応する支援をするチームを私ども持っておりますので、各学校を巡回をしながら暴力行為、そしていじめ、そして不登校、特にいじめにつきましては、早急に改善する課題だと思っておりますので、それについては、委員ご指摘のように、個別に対応についてのご助言を申し上げているところです。

**委員長** 私からもちょっとお伺いしたいんですが、いじめにつきましては、かなり減っていると。これは全国の、この間、文科省が出したものでも、いじめは減っているということですね。しかし一方で、やはり自殺をしたりする子どもがいて、学校ではそういう認識がなかったというんですけれども、詳しく調べてみると、やはりそういうことがあったらしいというのが出てきます。

だから、そのいじめがどこまでか。「おまえ、あっち行けよ」と言ったのがいじめになるのか。そのぐらいじゃ多分ならないんだと思うんですけれども、どのぐらいからいじめになるか。それから、周りがそんなに意識しなくても、本人としては非常に傷ついていると、いじめと思っているということだってあると思うんですね。

だから、杉並区ではそういうことはない、ということの考え方では統計はできていないと思いますけれども、できるだけいじめについては細かく、フォローじゃなくて、先に探っていかないと、後から取り返しがつかないと思いますので、是非そういうことで、気をつけてやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**済美教育センター統括指導主事** 今ご質問のありました、いじめの受けとめですが、この調査の中では、一定人間関係があるものから心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。つまり、本人がいじめと受け止めれば、それはいじめとして受け止められているというような状況になっております。また、私どもの基本的なスタンスにつきましては、たとえ1人であっても重大な問題として必ず解決する、解消するところまで指導を継続していくと。つまり、ゼロを目指すというような対応をしておりますので、委員ご指摘のとおり、頑張りたいと思っております。

**委員長** 是非よろしく願いいたします。

それでは、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

**委員長** それでは、これで報告は、結構でございます。どうもありがとうございました。

それでは、これで最初に申し上げましたとおり、3番目の議案、これにつきましては非公開ということになりますので、傍聴の方は恐れ入りますがご退席をお願いいたします。

ちょっと待ってください。その次の日程があるそうです。

**庶務課長** これから非公開になりますので、次回の日程だけご報告させていただきます。

次回の定例会の日程でございますが、11月10日水曜日、午後2時からでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

**委員長** どうもありがとうございました。

(傍聴者退出)

**委員長** それでは、審議を再開いたします。

日程第3、議案第92号「杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第92号につきまして、ご説明申し上げます。

第3回区議会定例会におきまして、杉並区立子供園条例及び杉並区立学校設置条例の一部が改正されまして、平成23年4月1日から高円寺北幼稚園及び成田西幼稚園を子供園に転換することといたしました。そのため、高円寺北子供園及び成田西子供園の定員を定める必要があることなどから、本規定を改正するに当たりまして、本規則第19条の規定に基づきまして、杉並区長から協議がなされたものでございます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

改正の第1点目でございますが、子供園が保護者の就労形態にかかわらず、教育及び保育を一体的に実施する施設であることから、第10条の2として、短時間保育と長時間保育の保育種別を、月を単位として変更することができることとし、その手続等に関する規定を定めるものでございます。

新旧対照表第2ページをご覧ください。

改正の第2点でございます。高円寺北子供園及び成田西子供園の定員等を別表に記載のとおり定めることといたしまして、短時間保育及び長時間保育の定員は別に要綱で定めることとするものです。

最後に施行期日でございますが、別表の改正規定につきましては平成23年4月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行することとしてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

これは前に2園、子供園を作りましたので、その時と同じやり方ですね。

**庶務課長** 今回、定員を定めるのは、別の要綱で定めるといふふうにさせていただきました。

**委員長** それはそうすると、前の下高井戸と堀ノ内にも同じように適用されるんですね。

**庶務課長** そのとおりでございます。

**委員長** わかりました。

他に何かございますか。

(発言する者なし)

**委員長** 予定で行きますと、その次の年にあと残りの2園を子供園化するということですね。

**庶務課長** それについては、今後、また検討して決めていきたいというふうに考えています。

**委員長** わかりました。

それでは、これは原案のとおりに可決しても異議はございませんか。

(「はい」の声)

**委員長** それでは異議がございませんので、議案第92号は原案のとおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

以上で、予定されました日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

どうもありがとうございました。